

◆指定難病の要件を満たすことが明らかでないとされた疾病であって障害者総合支援法の対象とする疾病(案)

【本資料における検討内容】

指定難病の検討において、現時点で指定難病の要件を満たすことが明らかでない疾病とされたもののうち、

①「発病の機構が明らかでない(※他の施策体系が樹立している疾病を含む)」ことについて要件を満たすことが明らかでない

②「患者数が本邦において一定の人数に達しない」ことについて要件を満たすことが明らかでないとされた疾病について、障害福祉サービスの対象疾病の要件を満たすかどうかを検討。

①「発病の機構が明らかでない※」ことについて要件を満たすことが明らかでない疾病の内、障害者総合支援法の対象疾病の要件である「長期の療養を必要とする」または「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている」の要件を満たさないとされたものを除いた疾病
(※他の施策体系が樹立している疾病を含む)

番号	病名
A-1	Cowden症候群
A-2	Peutz-Jeghers症候群
A-3	異形成性腫瘍
A-4	エルドハイム・チェスター病
A-5	家族性腺腫性ポリポーシス
A-8	視床下部過誤腫症候群
A-9	若年性ポリポーシス
A-13	慢性活動性EBウイルス感染症

上記のいずれも他の施策体系が樹立している疾病とされているため、新たな対象として追加しない。

②「患者数が本邦において一定の人数に達しない」ことについて要件を満たすことが明らかでない疾病とされた疾病

番号	病名
D-1	特発性正常圧水頭症

特発性正常圧水頭症は、「長期の療養を必要とする」の要件についても満たさないとされたが、制度開始当初の障害者総合支援法の130の対象疾病であるため(「正常圧水頭症」に含む)、引き続き対象とし、「正常圧水頭症」の取り扱いについて今後検討することとする。